

# 医薬品のインターネット販売に関する日本薬剤師会の見解

平成20年11月21日  
(社)日本薬剤師会

一般用医薬品の販売は対面販売が原則であり、インターネット販売については禁止、少なくとも第三類医薬品に限定すべきである。

(理由)

1 医薬品には必ずリスクである副作用の発生が伴っている。

(注)平成19年度に厚生労働省へ報告された一般用医薬品によると考えられる副作用は、299症例(ステイブンス・ジョンソン症候群、アナフィラキシー・ショック、中毒性表皮壊死症、肝障害など)

2 インターネット販売は、対面販売と異なり、注文、医薬品の輸送、使用、使用後の経過の確認等が購入者との直接の会話を介さずに行われることになる。

そのため、薬剤師などの専門家により、リスクを未然に回避したり、症状や副作用の悪化を防いだり、更には医薬品を販売せず受診勧奨をしたりする機会を失わせ、危険性が高まることになることは明らかである。

(注)配置販売は、専門家が配置を行う形態による対面販売であり、インターネット販売とは異なる。

3 具体的な被害事例を示すまでもなく、インターネット販売においては副作用被害を受ける可能性が対面販売より高まることは当然のことであり、国民の安全を守ることを任務とする薬剤師として看過することはできない。

- 4 インターネット販売においては、購入者による販売者の選択は、販売者からの一方的な情報提供のみにより行われており、提供されている情報の真偽の判断が困難であり、更に明らかに違法と思われるものまでが販売されているインターネット販売の現状を勘案すると、インターネット販売の容認は国民の安全の確保を揺るがすことになる。
- 5 今回の医薬品販売制度の改正に際しては、平成 16 年より公開の場で検討が行われ、平成 18 年には国会での議論を経て薬事法が改正された。その後具体的な取扱いの細目について再び公開の場で検討され、今日に至っていることに留意すべきである。
- 6 医薬品の販売は、利便性よりも安全性がより確保できる制度のもとで行われることが重要である。

(参 考)

## 新たな一般用医薬品販売制度について

### (これまでの検討経過)

平成16年4月～平成17年12月

- ・厚生労働省の「医薬品販売制度改正検討部会」(座長：井村伸正・北里大学名誉教授)が全23回にわたる検討のうえ、報告書をまとめる

#### 【情報通信技術の活用】(抜粋)

情報通信技術の活用については、行政、製造業者等による啓発や情報提供については積極的に進めるべきである一方、医薬品の販売については、対面販売が原則であることから情報通信技術を活用することについては慎重に検討すべきである。

Aグループ医薬品については、対面販売とすべきであり、情報通信技術を活用した販売は認めることは適当でないと考えられる。

Bグループ医薬品及びCグループ医薬品については、対面販売を原則とすべきであるが、購入者の利便性に配慮すると、深夜早朝に限り、一定の条件の下で、テレビ電話を活用して販売することについては、引き続き認めることも検討する余地はあると考えられる。

Cグループ医薬品については、リスクの程度や購入者の利便性、現状ある程度認めてきた経緯に鑑みると、薬局、店舗販売業の許可を得ている者が、電話での相談窓口を設置する等の一定の要件の下で通信販売を行うことについても認めざるを得ないと考えられる。

平成16年10月～平成17年11月

- ・厚生労働省の「医薬品のリスクの程度の評価と情報提供の内容等に関する専門委員会」(委員長：埜中征哉・国立精神・神経センター武蔵病院名誉院長)が全14回にわたる検討のうえ、一般用医薬品のリスク区分を決定する

平成18年6月

- ・薬事法の一部を改正する法律案、可決・成立

医薬品等の適正な使用に関する普及啓発(平成18年6月14日施行済)

一般用医薬品の区分(平成19年4月1日施行済)

登録販売者の資質の確認(平成20年4月1日施行済)

上記～以外の事項(平成21年6月1日施行予定)

#### 【薬事法平成18年4月18日 参議院厚生労働委員会における附帯決議】(抜粋)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1. 医薬品の適切な選択及び適正な使用の確保のため、新たな一般用医薬品の販売制度が実効あるものとなるよう十分留意すること。

平成20年2月～平成20年7月

- ・厚生労働省の「医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会」(座長：井村伸正・北里大学名誉教授)が全8回にわたる検討のうえ、報告書をまとめる

【情報通信技術を活用する場合の考え方】(抜粋)

対面販売の原則と情報通信技術を活用した情報提供の関係

医薬品の販売にあたって専門家が対面によって情報提供することが原則であることから、販売時の情報提供に情報通信技術を活用することについては慎重に検討すべきである。第一類医薬品については、書面を用いた販売時の情報提供が求められていることなどから、情報通信技術を活用した情報提供による販売は適当ではない。

薬局又は店舗における医薬品の通信販売

取り扱う品目については、情報通信技術を活用する場合は、販売時に情報提供を対面で行うことが困難であることから、販売時の情報提供に関する規定がない第三類医薬品を販売することを認めることが適当である。販売時の情報提供を行うことが義務となっている第二類医薬品については、販売時の情報提供の方法について対面の原則が担保できない限り、販売することを認めることは適当ではない。

なお、本項目の検討にあたって、薬局又は販売業の許可を受けて通信販売を行う事業者の団体から、現状の通信販売の実態、自主的な取り組み等について意見聴取を行ったことを申し添える。

平成20年9月17日～平成20年10月16日

- ・厚生労働省、「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を実施

【郵便その他の方法による医薬品の販売等】(抜粋)

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

- 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。
- 2 当該薬局又は店舗に貯蔵し、又は陳列している医薬品を送付すること。
- 3 当該薬局又は店舗が郵便等販売を行うことについて広告をするときは、当該広告に薬局において掲示しなければならない事項と同じ情報を表示すること。

以上